



# けやき通信

26号

ごあいさつ

## 「京都旅行記」



1月に入り新型コロナウィルスが再拡大してしまいましたが、私はまだ感染状況が落ち着いていた昨年12月28日・29日に、1泊2日で京都旅行をしてきました。旅行自体約1年ぶりで、1泊目は仕事を早々に切り上げ滋賀県の雄琴温泉で温泉を満喫し、2日目に京都の清水寺と伏見稻荷に行きました。

清水寺は以前も行ったことがあります、初めて舞台に立つ

たときは高所恐怖症も手伝い舞台の勾配に足がすくみましたが、今回は前回より落ち着いて立つことができました（でも、舞台の先に行くと怖いです…）。

伏見稻荷は稻荷大社の総本宮で商売繁盛の神様ということで事務所の繁栄をお祈りしました。

千本鳥居を全部廻って見てみようと思いましたが軽い登山ですね。体力の限界を感じ途中で引き返しました。



今月のテーマ

## 「相続登記の流れ」

### 1. まずは「ご相談」からスタート

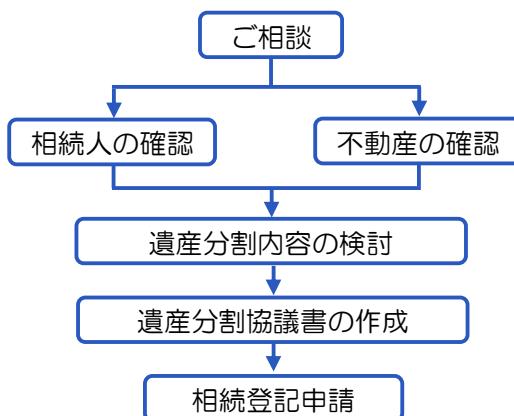
不動産の所有者が亡くなった場合、相続登記をすることになります。

相続登記を始めるには、ご相談からスタートします。ご相談では、相続の全体像を把握するため、おおよそ次のことをお聞きします。

- ①お亡くなりになった方のお名前・亡くなった日
- ②相続人のお名前・住所
- ③所有している不動産や預貯金などの遺産について
- ④遺産の分割に関するお考え

### 2. 相続登記の全体的な流れの説明

次に、手続きの全体的な流れを下記のフロー図を使いながら順を追ってご説明します。



### 3. 必要書類の説明

相続登記では、相続人や不動産を確認するため、次の書類が必要となります（事案に応じ、別途必要な書類が

あります。）。

- ①お亡くなりになった方の出生～死亡までの戸籍謄本
- ②相続人の戸籍謄本・印鑑証明書・住民票
- ③固定資産税課税明細書・権利書・名寄帳など

### 4. 「誰が」・「どの」不動産を相続するかの確認

お客様の中には、既に、相続人の誰がどの不動産を相続するか、おおよそ決まっている場合があります。その場合は、そのお考えをお聞かせください。

お決まりでない場合は、どのような相続の仕方があるか、メリット・デメリットなどを交えご説明します。

### 5. ご費用の説明

相続登記をする場合、司法書士の費用以外に「登録免許税」が必要です。登録免許税は、登記手続きをする時に必要な税金（国税）です。

登録免許税は、固定資産税評価額を基準に0・4%を掛けて算出します。ご相談時に「固定資産税課税明細書」などをご持参いただけますと、具体的金額をお伝えできます。

### 6. ご依頼

ご相談された結果、相続登記を司法書士へ依頼される場合は、司法書士と契約を締結します。

### 7. 最後に・・・

相続登記は、何度も経験するものではありません。お客様の中には、初めてのことで様々なご不安を抱いている方も多いいらっしゃいます。

司法書士は、その不安に寄り添いながら安心して相続登記ができるようサポートしていきます。

### 事務所のご案内



司法書士 吉川 豊  
TEL 0562-91-4350  
豊明市西川町島原2-2 シマ原ビル103  
業務時間：平日9時～18時  
(事前のご予約で、時間外・土日も対応可能です。)



#### 主な取扱い業務

- ✓ 相続・遺言の作成支援・終活支援（成年後見等）
- ✓ 不動産の贈与・売買・担保権抹消
- ✓ 会社設立・役員変更・目的変更

吉川事務所 豊明

